

財団法人 愛知県林業振興基金寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人愛知県林業振興基金という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 1 6 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、林業の機械化の推進や担い手の育成など、本県林業の活性化に関する各種施策を計画的かつ継続的に実施し、本県林業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高性能林業機械の活用に関する事業
- (2) 林業の担い手の育成に関する事業
- (3) 林業についての普及啓発に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただしやむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 10 条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 3 月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 人以上 12 人以内

(2) 監事 2 人

2 役員は、評議員会において選任する。

- 3 理事は、互選により理事長1人、副理事長2人及び必要に応じ専務理事1人を定める。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員は、次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数及び評議員現任数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬の額及び支給方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理 事 会

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評 議 員)

第26条 この法人に12人以上20人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 3 評議員は、次に掲げる者のうちから理事会において選出し、理事長が委嘱する。
 - (1) 愛知県の職員
 - (2) 関係市町村の職員
 - (3) 愛知県の林業関係団体の役職員
 - (4) 学識経験のある者
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この法人の業務に関する基本的な運営事項に関し、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 5 評議員には、第13条第4項及び第15条から第17条までの規定を準用する。この場合において、第13条第4項中「理事」とあるのは「評議員」と、第15条から第17条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

(評議員会)

第27条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに理事長が招集する。

- 2 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項
- 3 評議員会の議長は、互選により出席した評議員のうちから選出する。
 - 4 評議員会には、第20条第3項及び第22条から第25条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第7章 事務局及び職員

(設置等)

第30条 この法人に事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。

第8章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

財団法人 愛知県林業振興基金

役員名簿

平成23年6月10日現在

役職名	氏名
理事長	小川悦雄
副理事長	三浦孝司
副理事長	溝田大助
理事	浦井巧
理事	佐原光一
理事	柴田紘一
理事	鈴木公平
理事	横山光明
理事	村松幹彦
理事	平田喜好
理事	中根芳郎
専務理事	絹川純一郎
監事	尾林克時
監事	熊谷清彦

平成22年度（第18年度）事業報告書

（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

I 庶務の概要

1 庶務事項

年 月 日	事 項
22. 5. 12	高性能林業機械活用検討部会
5. 19	愛知労働局監査
5. 14 5. 17	平成21年度事業監査 〃
5. 25	第1回評議員会
6. 8	第1回理事会
11. 17	愛知労働局上期分監査
23. 2. 10	第2回評議員会
2. 22	第2回理事会

II 事業活動の概要

平成22年度は、愛知県及び関係する市町村、愛知県森林組合連合会並びに関係する森林組合・林業事業体等の協力の下で、平成22年度事業計画に基づき事業を実施した。

1 高性能林業機械活用事業 15,132,520円

(1) 高性能林業機械導入事業 5,781,264円

林業の生産性の向上と就労条件の改善を図るため、基金で保有している高性能林業機械の森林組合等林業事業体への貸出し等を行った。

ア 機械貸出

機械	台数	貸出日数	借受者
プロセッサ	7台	2,132日	森林組合等 7事業体
タワーヤーダ	2台	13日	森林組合 2事業体
スイングヤーダ	7台	2,445日	森林組合等 7事業体
フォワーダ	6台	2,170日	森林組合 5事業体
ロングアームハーベスタ	1台	359日	森林組合等 2事業体
計	23台	7,119日	

イ 機械維持管理

高性能林業機械の特定自主検査と共に機械の良好な維持・管理のために必要な都度維持修繕等を行った。

ウ 巡回点検等

高性能林業機械の受け渡し、故障等の立会い点検及び日常点検に必要なメンテナンス講習を行った。

- ・点検委託先豊田森林組合
- ・メンテナンス講習会

実施 豊田森林組合木材センター 14名参加

(2) 高性能林業機械オペレーター養成事業 1,351,256円

高性能林業機械の安全かつ効率的な活用を図るため、林業作業員等が

運転操作及び機械と安全作業の知識を習得するオペレーター養成のための事業を実施した。

ア 高性能林業機械オペレーター養成研修

高性能林業機械を操作する者を対象に操作に必要な知識、技能を習得させるための研修を実施した。

- ・参加者 森林組合等林業事業体に雇用されている者
- ・実施 12名で20日間の研修

イ 高性能林業機械オペレーター養成研修助成

森林組合等の事業主が雇用する林業作業員等を基金が実施する高性能林業機械オペレーター養成研修に参加させるために要する経費（研修期間中の賃金）について助成した。（助成率：定額）

- ・助成先 森林組合等4事業体の6名

ウ 高性能林業機械オペレーター技術向上研修助成

スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダの3種類の高性能林業機械を使用した低コスト木材生産システムを運用するために必要な知識・技能を習得させる、高性能林業機械オペレーターのレベルアップ研修経費について助成した。（助成率：定額）

- ・助成先 森林組合2事業体

（3）高性能林業機械活用対策助成事業 8,000,000円

高性能林業機械の活用促進と一層のコスト削減を図るため、作業ポイント等の設置に必要な経費について助成した。（助成率：定額）

- ・助成先 森林組合6事業体の事業地26ヶ所

2 林業担い手育成事業 42,840,360円

（1）林業担い手確保支援事業 19,729,466円

ア 社会保険料助成事業

森林組合等林業事業体の事業主が雇用する通年就労の基幹作業員について、雇用保険、健康保険等の社会保険料の納付に要する経費について助成した。（助成率1/3以内）

- ・助成先 6森林組合 113名

- ・対象 (60歳未満、年間就労200日以上の方)

イ 退職金共済制度掛金助成事業

森林組合等林業事業体の事業主が退職金共済制度に加入し、雇用する林業作業員の退職金掛金を納付するのに要する経費について、市町村の補助を前提に助成した。(助成率 1/3 以内)

(ア) 中小企業退職金共済制度掛金助成事業

- ・助成先 6市町村(7森林組合) 146名
- ・対象 (年間就労150日以上見込める者)

(イ) 林業退職金共済制度掛金助成事業

- ・助成先 4市町村(森林組合等14林業事業体) 69名

(2) 新規参入促進事業 5,098,570円

ア 林業就業前研修

林業への新規就業を促進するため、就業希望者に対する林業入門研修を実施した。

- ・参加者 就業希望者
- ・実施 14名で4日間の研修

イ 林業就業支援事業

林業への就業希望求職者に対し、林業への就業意識の明確化を図るため、全国森林組合連合会からの委託を受け体験講習等を実施した。

- ・参加者 17名で18日間研修
- ・実施 森林・林業の知識、林業就業の心構え、施設見学、刈払機・チェーンソー操作等

ウ 緑の雇用担い手対策事業

森林整備に意欲のある者等に対して、安全で効率的な林業の実施に必要な知識と技能を習得させ、林業への就業・定着を推進するための研修等を実施した。

- ・参加事業 11事業体(森林組合4、民間事業体7)
- ・実施 各事業体において受入研修生24名で10日間の集合研修(専門研修)
職場内育成研修(OJT)の監督・検査

(3) 労働力確保支援事業 18,012,324円

林業労働力の確保・育成のための業務、新規参入の促進と林業雇用・労働条件の安定・改善及び優れた林業従事者を育成するための研修事業等を実施した。

ア 林業労働力確保支援センター推進事業

林業労働力の確保・育成など支援センターの運営に関する林業労働力育成協議会の開催、林業事業体に対する相談窓口の開設等を行った。

イ 地域林業雇用改善促進事業

林業雇用改善アドバイザーによる事業主等に対する指導・助言や林業就業相談及び林業の雇用、作業改善等のための交流会、セミナーの開催など厚生労働省（愛知労働局）からの委託を受けて実施した。

(ア) 相談指導事業

林業雇用改善アドバイザーによる指導・助言（相談活動）を実施した。

個別事業体相談 159件（うち電話による相談88件）

求職者就業相談 64件（うち電話による相談47件）

※他に森林の仕事ガイダンス等による相談 91件

(イ) 研修事業等

雇用改善セミナー、雇用情報の収集・提供を行った。

① 雇用改善促進セミナーの開催

・実施場所 岡崎市

・出席者 林業事業体雇用主等29名

② 林業雇用情報誌の発行

「林業雇用情報あいち」第22・23号の発行 各350部

ウ 基幹林業技術者研修

森林組合等林業事業体に雇用されている主として中堅的な林業作業員林業従事者を対象に知識、技術の向上（資格取得）を図るための研修を実施した。

・参加者 12名で26日間の研修

エ 森林整備技術者養成事業

あいち森と緑づくり事業による森林整備の実施に伴い、これらに従事する人材を養成する必要があるため、技術・技能を習得させる研修を実施し、技術者の確保・育成を図った。

- ・参加者 46名で29日間の研修

3 普及啓発事業 1,024,345円

ア 林業作業体験

都市住民等を対象に、森林・林業への理解を深めてもらうため植林・下刈・間伐等一連の林業作業の体験研修を実施した。

- ・実施場所 設楽町津具
- ・実施 5名で7日間の作業体験

イ 森林・林業現地交流会

都市住民等を対象に、怒田沢の森散策、間伐、玉切り、山の道具の使い方等の作業体験を実施し、森林・林業の重要性について普及啓発を図った。

- ・実施場所 豊田市（怒田沢県有林）
- ・実施 25名で1日の現地交流

ウ 林業関係現地見学会

林業関係高校生が先進的林業の作業現場を見学、体感することを通して職業としての林業の理解促進を図った。

- ・参加者 林業関係高校生 3校 105名
(安城農林高校森林環境科、猿投農林高校林産工芸科、田口高校林業科)

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,862,946	16,377,357	-6,514,411
未収金	2,858,000	6,946,031	-4,088,031
前払金	0	22,237	-22,237
流動資産合計	12,720,946	23,345,625	-10,624,679
2. 固定資産			
(1)基本財産	2,724,514,128	2,724,274,792	239,336
(2)特定資産	100,362,251	117,202,199	-16,839,948
(3)その他の固定資産	5,051,400	51,400	0
固定資産合計	2,829,927,779	2,841,528,391	-16,600,612
資産合計	2,842,648,725	2,864,874,016	-27,225,291
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,602,073	1,567,562	34,511
預り金	303,210	238,600	64,610
賞与引当金	218,000	0	218,000
負債合計	2,123,283	1,806,162	99,121
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	2,742,818,533	2,755,069,277	-12,250,744
2. 一般正味財産	97,706,909	107,998,577	-10,291,668
正味財産合計	2,840,525,442	2,863,067,854	-22,542,412
負債及び正味財産合計	2,842,648,725	2,864,874,016	-22,443,291

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	45,224,200	50,553,720	-5,329,520
基本財産受取利息	45,224,200	50,553,720	-5,329,520
②特定資産運用益	43,878	64,547	-20,669
特定資産受取利息	43,878	64,547	-20,669
③事業収益	11,712,200	15,018,500	-3,306,300
機械利用料収益	11,712,200	15,018,500	-3,306,300
④受取補助金等	34,854,997	35,823,168	-968,171
受取補助金	11,839,130	15,179,155	-3,340,025
受託収益	23,015,867	20,644,013	2,371,854
⑤雑収益	24,349	27,899	-3,550
受取利息	11,979	14,299	-2,320
雑収益	12,370	13,600	-1,230
経常収益計	91,859,624	101,487,834	-9,628,210
(2) 経常費用			
①事業費	87,231,673	90,166,732	-2,935,059
高性能林業機械 導入事業費	34,015,712	40,211,581	-6,195,869
高性能林業機械 オペレーター養成事業費	1,351,256	1,538,520	-187,264
高性能林業機械活用 対策助成事業費	8,000,000	7,864,000	136,000
林業担い手確保支援事業費	19,729,466	17,491,599	2,237,867
新規参入促進事業費	5,098,570	5,868,486	-769,916
労働力確保支援事業費	18,012,324	16,428,541	1,583,783
普及啓発事業費	1,024,345	764,005	260,340
②管理費	14,196,119	14,763,270	-567,151
役員報酬	5,358,115	6,464,556	-1,106,441
給与費	4,482,996	3,757,623	725,373
管理経費	4,355,008	4,541,091	-186,083
経常費用計	101,427,792	104,930,002	-3,502,210
当期経常増減額	-9,568,168	-3,442,168	-6,126,000

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	2,696,357	-2,696,357
経常外収益計	0	2,696,357	-2,696,357
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	723,500	1,265,500	-542,000
経常外費用計	723,500	1,265,500	-542,000
当期経常外増減額	-723,500	1,430,857	-2,154,357
当期一般正味財産増減額	-10,291,668	-2,011,311	-8,280,357
一般正味財産期首残高	107,998,577	110,009,888	-2,011,311
一般正味財産期末残高	97,706,909	107,998,577	-10,291,668
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	0	0	0
②基本財産運用益	44,447,586	47,883,882	-3,436,296
基本財産受取利息	44,447,586	47,883,882	-3,436,296
③一般正味財産への振替額	-56,698,330	-64,569,425	7,871,095
一般正味財産への振替額	-56,698,330	-64,569,425	7,871,095
当期指定正味財産増減額	-12,250,744	-16,685,543	4,434,799
指定正味財産期首残高	2,755,069,277	2,771,754,820	-16,685,543
指定正味財産期末残高	2,742,818,533	2,755,069,277	-12,250,744
III 正味財産期末残高	2,840,525,442	2,863,067,854	-22,542,412

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
普通預金	9,862,946	
未収金	2,858,000	
流動資産合計		12,720,946
2 固定資産		
(1)基本財産		
投資有価証券		
地方債	2,723,615,878	
定期預金	898,250	
基本財産合計	2,724,514,128	
(2)特定資産		
機械及び装置	64,489,551	
機械準備資産	35,872,700	
特定資産合計	100,362,251	
(3)その他の固定資産		
財源調整資産	5,000,000	
車両運搬具	51,400	
その他の固定資産合計	5,051,400	
固定資産合計		2,829,927,779
資産合計		2,842,648,725
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債		
未払金	1,602,073	
預り金	303,210	
賞与引当金	218,000	
流動負債合計		2,123,283
負債合計		2,123,283
正味財産		2,840,525,442

収 支 計 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(事業活動収支の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決算額	差異	備 考
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	44,803,000	45,224,200	-421,200	
基本財産利息収入	44,803,000	45,224,200	-421,200	
特定資産運用収入	1,000	43,878	-42,878	
特定資産利息収入	1,000	43,878	-42,878	
事業収入	11,336,000	11,712,200	-376,200	
機械利用料収入	11,336,000	11,712,200	-376,200	
補助金等収入	32,103,000	23,380,867	8,722,133	
補助金収入	1,040,000	365,000	675,000	
受託金収入	31,063,000	23,015,867	8,047,133	
雑収入	2,000	24,349	-22,349	
受取利息	1,000	11,979	-10,979	
雑収入	1,000	12,370	-11,370	
事業活動収入計 A	88,245,000	80,385,494	7,859,506	
2. 事業活動支出				
事業費支出	73,614,000	58,997,225	14,616,775	
高性能林業機械 導入事業費支出	6,986,000	5,781,264	1,204,736	
高性能林業機械オペレーター 養成事業費支出	2,842,000	1,351,256	1,490,744	
高性能林業機械活用 対策助成事業費支出	8,000,000	8,000,000	0	
林業担い手確保支援 事業費支出	19,750,000	19,729,466	20,534	
新規参入促進事業費支出 労働力確保支援 事業費支出	7,943,000	5,098,570	2,844,430	
26,861,000	18,012,324	8,848,676		
普及啓発事業費支出	1,232,000	1,024,345	207,655	
管理費支出	17,281,000	13,978,119	3,302,881	
役員報酬支出	5,629,000	5,140,115	488,885	
給与費支出	5,328,000	4,482,996	845,004	
管理経費支出	6,324,000	4,355,008	1,968,992	
事業活動支出計 B	90,895,000	72,975,344	17,919,656	
事業活動収支差額 C=A-B	-2,650,000	7,410,150	-10,060,150	

(投資活動収支の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決算額	差異	備 考
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	1,000	756,000	-755,000	
投資活動収入計 D	1,000	756,000	-755,000	
2. 投資活動支出				
基本財産取得支出	1,016,000	1,015,950	50	
投資有価証券取得支出	1,016,000	1,015,950	50	
特定資産取得支出	12,874,000	12,874,000	0	
機械準備積立支出	12,874,000	12,874,000	0	
固定資産取得支出	5,000,000	5,000,000	0	
財源調整積立支出	5,000,000	5,000,000	0	
投資活動支出計 E	18,890,000	18,889,950	50	
投資活動収支差額 F=D-E	-18,889,000	-18,133,950	-755,050	

(その他)

当期収支差額 G = C + F	-21,539,000	-10,723,800	-10,815,200	
前期繰越収支差額 H	21,539,000	21,539,463	-463	
次期繰越収支差額 I = G + H	0	10,815,663	-10,815,663	

平成 23 年度 事業計画書

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

I 事業の目的

本県森林・林業の持続的な発展と魅力ある山村社会の形成に資するため、高性能林業機械の活用による生産コストの低減と就労条件の改善を進めるとともに、森林・林業の担い手の確保支援を進める。

さらに、県民の生活環境保全に寄与する森林整備の重要性等の認識を助長し、もって本県の林業振興と山村の活性化に寄与することを目的とする。

II 事業の内容

1 高性能林業機械活用事業 24,814千円

(1) 高性能林業機械導入事業 17,559千円

林業の生産性の向上と就労条件の改善を図るため、森林組合等林業事業体に高性能林業機械の貸付、講習等を行う。

また、森林組合等林業事業体が高性能林業機械を導入する経費に対して助成を行う。

ア 機械の貸付

スイングヤーダ 7 台、プロセッサ 7 台、フォワーダ 6 台
ロングアームハーベスタ 1 台 計 21 台

貸出区分	貸出機械
セット貸付(14台)	スイングヤーダ4台、プロセッサ5台、フォワーダ5台
個別貸付(7台)	スイングヤーダ3台、プロセッサ2台 ロングアームハーベスタ1台、フォワーダ1台

イ 機械維持管理

高性能林業機械の点検・修繕を行う。

区分	維持管理
セット貸付(14台)	点検
個別貸付(7台)	点検及び修繕

ウ 機械導入助成

森林組合等林業事業体が林業・木材産業構造改革事業等を活用して

高性能林業機械を導入する経費について助成する。

(助成対象：森林組合等林業事業体、助成率：林業・木材産業構造改革事業補助金等と合わせて1／2以内)

高性能林業機械 3台

(2) 高性能林業機械オペレーター養成事業 2,000千円

高性能林業機械オペレーター技術向上研修助成

森林組合等林業事業体及び低コスト木材生産システムに取り組む事業者等が、雇用する高性能林業機械オペレーターを対象として低コスト木材生産システムの運用等に必要な技術・技能を習得させるためのレベルアップ研修に要する経費助成(助成率：基準に定める限度額以内)と今後活用が期待される高性能林業機械の実証検討に要する経費を負担する。

・対象事業者 7森林組合、林業事業者等

(3) 高性能林業機械活用対策助成事業 5,255千円

高性能林業機械施業促進事業助成

高性能林業機械の活用促進と一層のコスト削減・材の利活用を図るため、作業ポイント等の設置と作業ポイントを活用した未利用材等の集配・積み込みの機械の活用に必要な経費について助成する。

(助成対象：森林組合等林業事業者、助成率：基準に定める限度額以内)

2 林業担い手育成事業 55,130千円

(1) 林業担い手確保支援事業 16,929千円

ア 社会保険料助成事業

森林組合等林業事業者の事業者が雇用する通年就労の基幹作業員について、雇用保険、健康保険等の社会保険料の納付に要する経費に助成する。

(助成対象：森林組合、助成対象限度額：標準報酬月額280千円、助成率：1／3以内)

・対象人員 115名

イ 退職金共済制度掛金助成事業

森林組合等林業事業者の事業者が退職金共済制度に加入し、雇用す

る林業作業員の退職金掛金を納付するに要する経費について、市町村の補助を前提に助成する。

(ア) 中小企業退職金共済制度掛金助成事業

(助成対象:森林組合・愛知県森林組合連合会、助成率:1 / 3以内)

・対象人員 155名

(イ) 林業退職金共済制度掛金助成事業

(助成対象:森林組合等林業事業体、助成率:1 / 3以内)

・対象人員 70名

(2) 新規参入促進事業 30,952千円

ア 林業就業支援事業

林業への就業を希望する求職者の就業意識の明確化・就業の円滑化を図り、緑の雇用担い手対策事業につなげるため、林業に対する職業理解、安全衛生教育及び現地講習、林業関係施設の見学等を行う。

・対象者 就業希望者

・対象人員 15名 21日

イ 緑の雇用事業

森林・林業に意欲のある者等に対して、安全で効率的な林業の実施に必要な知識と技能を習得させることにより、段階的、かつ体系的に現場技能者を育成する。

・実施内容 1年目研修、2年目研修、3年目研修実施、指導員研修
事業体の監督・検査、取り纏め

・対象人員 70名程度

(3) 労働力確保支援事業 5,867千円

ア 支援センター推進事業

林業労働力確保支援センターの運営に関する協議会の開催、林業事業体からの相談窓口の開設等を行う。

(ア) 運営協議会

1回

(イ) 事業体相談窓口業務

個別事業体相談、求職者就業相談

イ 地域林業雇用改善促進事業

雇用管理の改善の促進により、林業労働力の確保を図るため、厚生労働省から委託を受けて、就業希望者に対する相談指導、求人・求職情報の収集及び雇用改善に関する研修等を行う。

(ア) 相談指導事業

林業雇用改善アドバイザーによる雇用・就業相談、指導の実施、求人・求職情報の整備・提供及び林業・木材産業懇談会
個別事業体相談 160件 求職者就業相談 90件

(イ) 研修事業等

雇用改善セミナー、職場見学会及び雇用情報の収集(情報誌発行)

ウ 林業架線作業主任者養成研修

架線を必要とする高性能林業機械の操作をする作業員を対象に、労働安全衛生規則に基づく運転操作、機械知識、安全知識等の研修を実施し、林業架線作業主任者免許を取得させ技術者を養成する。

- ・対象者 森林組合等林業事業体に雇用されている者
- ・対象人員 8名 17日

(4) 普及啓発事業 1,382千円

林業作業体験等を行い、都市住民等に森林・林業の大切さの醸成や就業への動機付けを図る。

ア 林業作業体験

都市住民等を対象に林業の各種作業をする体験を通して森林整備について理解を深めるための事業を行う。

- ・参加者 10名 7日

イ 森林・林業現地体験

林業関係高校生を対象に、除間伐等の作業体験、林業作業現場の見学等を実施し、森林・林業の重要性について啓発をするとともに林業関係への就業促進を図る。

- ・林業関係高校生対象 3回

収 支 予 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(事業活動収支の部)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	40,171	43,787	-3,616
基本財産利息収入	40,171	43,787	-3,616
特定資産運用収入	1	1	0
特定資産利息収入	1	1	0
事業収入	10,256	11,336	-1,080
機械利用料収入	10,256	11,336	-1,080
補助金等収入	35,659	30,947	4,712
補助金収入	30	1,040	-1,010
受託金収入	35,629	29,907	5,722
雑収入	2	2	0
受取利息収入	1	1	0
雑収入	1	1	0
事業活動収入計 A	86,089	86,073	16
2. 事業活動支出			
事業費支出	79,944	72,458	7,486
高性能林業機械導入事業費支出	17,559	7,936	9,623
高性能林業機械オペレーター養成事業費支出	2,000	2,842	-842
高性能林業機械活用対策助成事業費支出	5,255	8,000	-2,745
林業担い手確保支援事業費支出	16,929	18,800	-1,871
新規参入促進事業費支出	30,952	7,527	23,425
労働力確保支援事業費支出	5,867	26,121	-20,254
普及啓発事業費支出	1,382	1,232	150
管理費支出	10,819	16,981	-6,162
役員報酬支出	0	5,629	-5,629
給与費支出	5,406	5,328	78
管理経費支出	5,413	6,024	-611
事業活動支出計 B	90,763	89,439	1,324
事業活動収支差額 C=A-B	-4,674	-3,366	-1,308

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減
1. 投資活動収入			
固定資産取崩収入	4,672	3,364	1,308
財源調整積立取崩収入	4,672	3,364	1,308
固定資産売却収入	1	1	0
機械及び装置売却収入	1	1	0
投資活動収入計 D	4,673	3,365	1,308
2. 投資活動支出			
投資活動支出計 E	0	0	0
投資活動収支差額 F=D-E	4,673	3,365	1,308

(その他)

当期収支差額 G = C + F	-1	-1	0
前期繰越収支差額 H	1	1	0
次期繰越収支差額 I = G + H	0	0	0